

久留米市にお住まいで、届出（認可外）保育施設等を利用される方へ



【対象施設】届出（認可外）保育施設、病児保育事業、
一時預かり事業、ファミリーサポートセンター

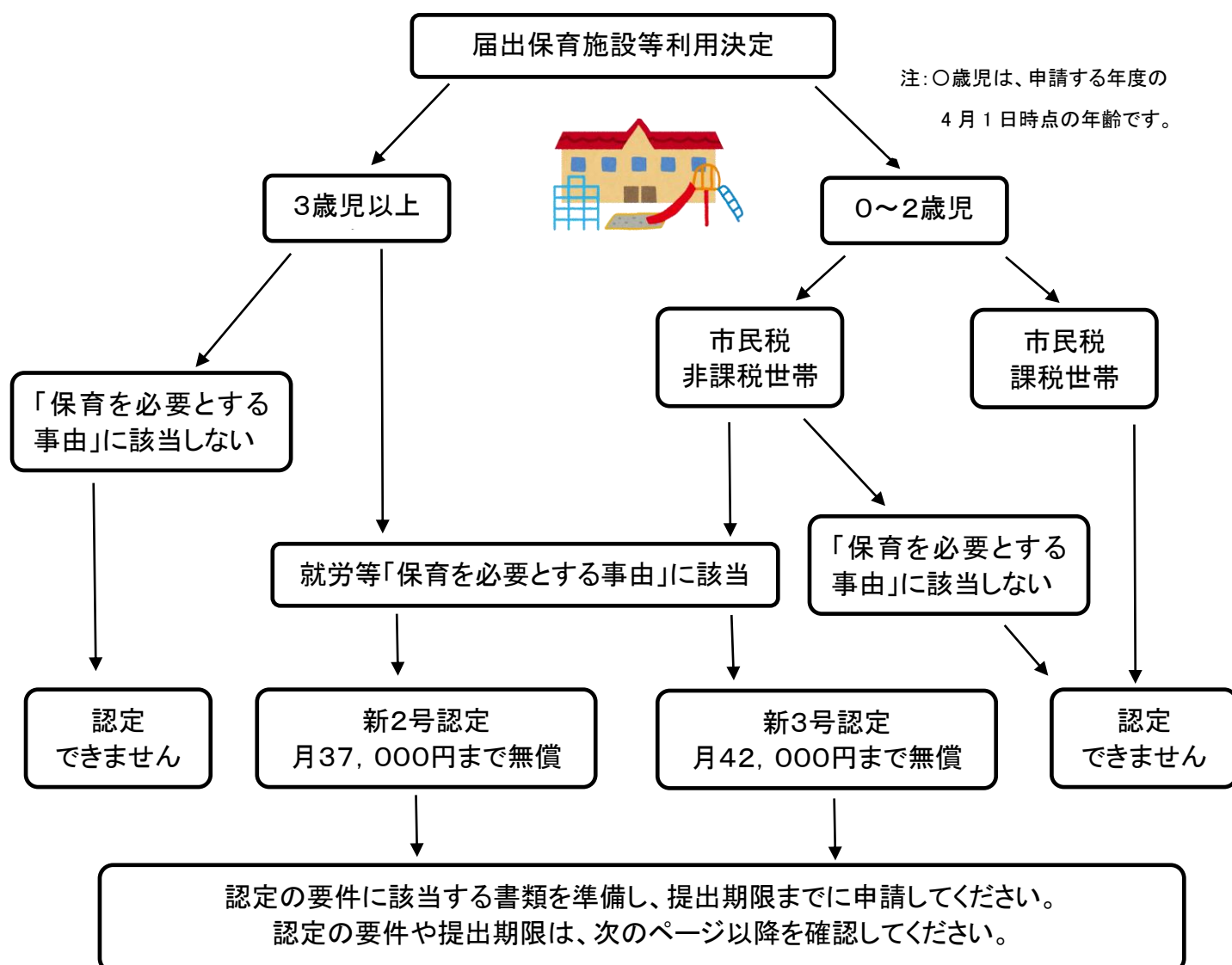
令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。届出保育施設等（一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センターを含む）の利用についても、保育の必要性の認定のある子どもで、保育所又は認定こども園等を利用していない場合は、無償化の対象となります。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。0～2歳の子どもについては、市民税非課税世帯を対象として、利用料が無償化されます。

無償化となり、利用料を市に請求するためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定の要件に該当する書類を準備し、提出期限までに申請してください。

提出期限に応じて認定します。認定日をさかのぼることはできません。

認定申請に該当するか、フローチャートで確認してください。





認定（給付）を受けるための手続き

1. 認定

届出保育施設等を利用して、無償化の対象となるには、施設等利用給付「新2号認定」もしくは、施設等利用給付「新3号認定」を受ける必要があります。認定の要件は下の表のとおりです。下記の書類をご提出ください。

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（第7号様式の2）
- 下記認定の要件の添付書類（保護者全員分（父母））

※幼稚園、保育所に通園している場合、届出保育施設等の利用は、無償化の対象になりません。

※書類様式は、久留米市子ども保育課（市役所16階）または市ホームページから入手してください。

認定の要件

保育を必要とする事由	認定の有効期間	添付書類 （下線は市指定様式あり）
就労している （64時間/月以上の労働を常態としている）	最長で卒園まで	・ <u>就労証明書</u>
妊娠中であるか出産後間もない （産前8週、産後8週） （多胎妊娠の場合、産前14週）	分娩(予定)日基準、産前8週の日 の属する月の初日から産後8週 の日の属する月の月末まで	・親子（母子）健康手帳（出産 予定日のわかるもの）または 診断書
疾病または心身に障害がある	最長で卒園まで	・診断書または障害者手帳
親族を常時介護または看護している （64時間/月以上の看護を常態としている）	最長で卒園まで	・ <u>介護・看護申立書</u> 介護される人の診断書または 障害者手帳など
災害の復旧に当たっている	最長で卒園まで	・ <u>申立書</u> 、罹災証明書
求職活動(起業の準備を含む)中である	施設の利用開始から3か月	・ <u>求職中申立書</u>
学校に通っている、職業訓練を受けている （64時間/月以上の就学を常態としている）	就学期間終了日の属する月の末 日まで	・ <u>就学証明書</u>

[提出先] 久留米市役所 子ども保育課（16階）（〒830-8520 久留米市城南町15-3）

[提出期限]

認定日	提出期限
1日～9日 認定	前月25日まで
10日～19日 認定	当月5日まで
20日～末日 認定	当月15日まで

- ・提出期限に応じて認定します。認定日をさかのぼることはできません。
- ・提出期限が土曜、日曜、祝日の場合、前営業日が提出期限となります。

申請例：4月1日から利用する場合、

3月25日までに申請書を提出 → 4月1日から認定可能

4月1日に申請書を提出 → 4月10日から認定可能（1日～9日分は無償化対象外）

2. 決定通知

久留米市が認定を行い、利用施設を通じて保護者へ「施設等利用給付認定（または却下）通知書」を送付します。認定後、申請した内容（就労状況や婚姻・離婚等）に変更が生じた場合は、子ども保育課にお申し出ください。

3. 利用料（保育料）の請求

利用料（保育料）の請求は、保護者が久留米市子ども保育課に行います。

（注意）利用者は一旦、施設に利用料全額を支払い、市に申請を行うことで払い戻しが受けられます。

認定日以降に施設に支払った利用料（保育料）を、久留米市から保護者へ支払います。

利用料 （保育料）	無償化の対象 ※届出保育施設等の場合、対象施設を複数利用した場合も対象となります。
実費	対象外 ※通園送迎費、給食費、日用品費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。ファミサポは送迎のみの利用の場合、無償化の対象になりません。

〔提出書類〕

- ① 施設等利用給付請求書
- ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ※ファミリー・サポート・センターを利用した場合、②、③のかわりに「④ 活動報告書」を提出
- ※②、③については、利用した施設から発行されます。④については、みまもり会員から受け取って下さい。

〔提出先〕 久留米市役所 16 階 子ども保育課（〒830-8520 久留米市城南町 15-3）
※届出保育施設を利用した方は、利用施設に書類を提出してください。

〔請求期限〕 **四半期ごとに支払います**。請求期限は次のとおりです。

利用月	請求期限（見込み）
4・5・6月利用分	7月10日
7・8・9月利用分	10月10日
10・11・12月利用分	1月10日
1・2・3月利用分	4月10日

お問い合わせ先

久留米市子ども未来部子ども保育課

TEL 0942-30-9025（認定について）
0942-30-9754（請求について）
FAX 0942-30-9718
Mail kodomo@city.kurume.lg.jp



[参考] 認定～施設利用等給付までの流れ

[認定～決定通知]

(手続き)
[施設等利用給付認定申請書の作成] ・久留米市役所または久留米市ホームページにて、申請書の様式を配布しています。
[施設等利用給付認定申請書の提出] ※無償化の対象となるには、「施設等利用給付認定・変更申請書」の申請（就労等の証明書等）が必要です。
[認定通知の受け取り]

[利用料（保育料）の請求]

(手続き)
[施設の利用] ・利用した施設に利用料（保育料）を支払い、施設から領収証および支援提供証明書を受け取ります。 ※ファミリー・サポート・センターを利用した場合は、活動報告書を受け取ります。
[請求書類の作成] ・利用する施設または久留米市役所、久留米市ホームページにて、請求書の様式を配布しています。
[請求書類の提出] ※3ヶ月ごと ・久留米市に請求書類一式を提出します。※届出保育施設を利用した場合は施設へ提出。 ・利用施設から受け取った領収証、支援提供証明書、（活動報告書）の原本を添付します。
[利用料（保育料）の給付] ・久留米市から、保護者指定の金融機関へ入金されます。

◆Q&A

(問) ひとり親世帯です。0歳と4歳の子どもが、4月1日から届出保育施設に入所することになりました。無償化の対象ですか？

(答) 0歳は、市民税非課税世帯で、就労等の認定要件に該当すれば対象になります。4歳は、市民税非課税世帯にかかわらず、就労等の認定要件に該当すれば対象になります。

4月1日から施設を利用するのであれば、3月25日までに書類を準備して申請してください。

離婚が成立していなくても、ひとり親世帯として認定できる場合があります。

該当するか分からない場合、まずは子ども保育課にご相談ください。

(問) 新3号認定（0～2歳児）の市民税非課税世帯の確認について

(答) 保護者の市民税額により、課税か非課税か確認します。4月から8月までは、前年度の市民税額、9月から3月までは当年度の市民税額に基づきます。

課税世帯になった場合、認定が取り消されます。認定取り消し後の利用料は、市に請求することができません。